

閲覧用

SMP システム・サービス約款

平成 20 年 4 月 1 日

株式会社ヒスコム

目次

| | |
|---|----------|
| 第1章 総則 | 3 |
| 第1条 (約款の適用)..... | 3 |
| 第2条 (約款の変更)..... | 3 |
| 第3条 (用語の定義)..... | 3 |
| 第2章 SMPシステム・サービス | 3 |
| 第4条 (SMPシステム・サービスの内容)..... | 4 |
| 第3章 契約 | 4 |
| 第5条 (サービス提供開始通知書等の送付)..... | 4 |
| 第6条 (管理者及び利用者への本約款の適用)..... | 4 |
| 第7条 (契約者及び管理者の管理義務)..... | 4 |
| 第8条 (利用者の管理義務)..... | 4 |
| 第9条 (契約の種類)..... | 5 |
| 第10条 (契約の構成)..... | 5 |
| 第11条 (契約期間)..... | 5 |
| 第12条 (契約の自動延長)..... | 5 |
| 第13条 (契約に基づく権利の譲渡の禁止)..... | 5 |
| 第14条 (契約者の地位の承継)..... | 5 |
| 第15条 (契約者の氏名、請求書送付先住所等の変更)..... | 5 |
| 第16条 (解約申込)..... | 5 |
| 第17条 (操作PC用ソフトウェア及び携帯電話用ソフトウェア又は携帯電話の使用)..... | 6 |
| 第18条 (利用時間)..... | 6 |
| 第19条 (利用時間の測定と計算)..... | 6 |
| 第20条 (利用に係る契約者の義務)..... | 6 |
| 第21条 (当社が行う利用の停止)..... | 6 |
| 第22条 (当社が行う契約の解除)..... | 7 |
| 第23条 (SMPサービス提供上でのアプリケーション利用)..... | 7 |
| 第4章 料金等 | 7 |
| 第24条 (料金の支払義務)..... | 7 |
| 第25条 (料金)..... | 7 |
| 第26条 (料金等の請求と支払い)..... | 7 |
| 第27条 (支払い先の指定)..... | 7 |
| 第28条 (消費税等)..... | 7 |
| 第5章 割増金及び延滞利息 | 8 |
| 第29条 (延滞利息)..... | 8 |

| | |
|-------------------------------|----------|
| 第6章 運用保守 | 8 |
| 第30条 (当社のSMPサーバ設備運用義務) | 8 |
| 第31条 (免責事項) | 8 |
| 第32条 (本サービス提供の中止) | 8 |
| 第33条 (利用者の維持責任) | 8 |
| 第34条 (契約者の切分責任) | 9 |
| 第35条 (管理者への通知) | 9 |
| 第36条 (準拠法) | 9 |
| 第37条 (紛争の解決) | 9 |
| 附則 | 9 |

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

当社は、SMPシステム・サービス約款（以下、「本約款」という）を定め、これによりSMPシステム・サービス（以下、「本サービス」という）を提供します。

本約款は、当社、第1章第3条（用語の定義）に規定する契約者、管理者、利用者に適用されます。

第2条 (約款の変更)

当社は、契約者、管理者、利用者の承諾を得ることなく本約款を変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の約款によります。

第3条 (用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

契約者

当社と本約款に基づき、本サービス契約を締結した法人、公共機関、個人。

アカウント

本サービスを利用するために必要なID。

管理者

契約者によって指名され、当社が送付する利用者ID等（操作PC用ソフトウェア、取扱説明書、中継管理サーバURL、ユーザIDとパスワードなど）に関する管理を行う管理者。

利用者

本サービスを利用する利用者。

中継管理サーバURL

そのURLにアクセスすることで本サービスを利用できるURL。

自営端末設備

利用者が自己の責任で用意する本サービスを利用するためのPCなどの端末設備。

SMPサーバ設備

本サービスを提供するために当社が運用する設備。サーバ機器、インターネットまで接続するネットワーク機器とそのネットワーク、ソフトウェアからなる。

最初の契約期間

本サービスの提供を開始した日から本約款 第3章第11条（契約期間）に記述された契約満了までの期間。

延長契約期間

最初の契約期間満了後、自動的に延長された本約款 第3章第12条（契約の自動延長）に記述された契約の期間。

第2章 SMPシステム・サービス

第4条 (SMPシステム・サービスの内容)

1. 本サービスは、当社がIP電話網及び、インターネット上で運用するSMPサーバ設備を用いて契約
2. 契約者に対し提供するセキュアな携帯番号変換サービスです。本契約により、契約者には、当社が運用するSMPサーバ設備へインターネットを通じて接続し、契約者の要求に応じた当社の指定するアプリケーション設定の変更と、IP電話網のサービスを受ける権利が提供されます。
3. 契約者は、加入申し込み時に当社が発行する利用者ID等を管理する管理者を1名指名します。契約者が個人の場合、管理者は契約者とします。
4. 利用者は、管理者より提供される、インターネットWeb経由でのSMPサーバ設備へのアクセスを利用者ID及びパスワード認証の後に利用することが可能です。

第3章 契約

第5条 (サービス提供開始通知書等の送付)

1. 当社は、本サービス契約の申込みを承諾した場合は、契約者に対し、提供開始日を記載したSMPシステム・サービス提供開始通知書を送付します。
2. SMPシステム・サービス提供開始通知書の送付にあわせて、本サービス利用キット(対象機器用/操作PC用ソフトウェア、取扱説明書、中継管理サーバURL、契約数分の利用者IDとパスワードなど)を送付します。

第6条 (管理者及び利用者への本約款の適用)

契約者は、管理者及び利用者が本約款及び本サービス契約上の一切の義務を遵守することを保証する責任を負います。

第7条 (契約者及び管理者の管理義務)

1. 契約者及び管理者は、利用者ID等が不正に利用されないよう、利用者の管理義務を含む管理責任を負うものとします。
2. 契約者及び管理者が前項の義務を怠ったために発生したいかなる損害も当社は一切責任を負わないものとします。
3. 契約者及び管理者は、利用者ID等が不正に使用されている、あるいは使用される可能性がある場合には、直ちに当社に通知又は連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第8条 (利用者の管理義務)

1. 利用者は、対象機器用/操作PC用ソフトウェア、取扱説明書、中継管理サーバURL、利用者ID及びパスワードが第三者に漏れないように管理する義務を負います。
2. 利用者は、利用者IDに付随するパスワードに関して、パスワードを定期的に変更する、他人が思いもつかないような文字列をパスワードとする、などパスワードが盗用されないよう、十分な注意を払うこととします。
3. 利用者が第1項、第2項の義務を怠ったために契約者、管理者及び利用者発生したいかなる損害についても当社は一切責任を負わないものとします。

4. その他、利用者は、本約款及び本サービス契約上の一切の義務を遵守するものとします。

第9条（契約の種別）

本サービスのサービス種別は、「法人／公共機関向け」、「個人向け」の2つとなります。

第10条（契約の構成）

契約は、SMPシステム・サービス基本契約、利用者IDに応じたSMPシステム・サービス見積書（以下、「追加契約」という）により構成されます。

第11条（契約期間）

基本契約、追加契約の最小契約期間は、それぞれの契約において本サービスの提供を開始した日から起算し、1年後の月末までとなります。この期間のことを「最初の契約期間」と呼びます。

第12条（契約の自動延長）

「最初の契約期間」満了後の契約は、当該満了日の3ヶ月前までに契約者から解約のお申し出が無い限り、1年を単位に自動更新されます。この期間のことを「延長契約期間」と呼びます。

第13条（契約に基づく権利の譲渡の禁止）

契約は、本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第14条（契約者の地位の承継）

相続又は法人／公共機関の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人／公共機関もしくは合併により設立された法人／公共機関は、書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

第15条（契約者の氏名、請求書送付先住所等の変更）

1. 契約者は、その氏名、法人名／公共機関名、部課名、電話番号、FAX 番号、電子メール、請求書送付先住所について変更が生じたとき、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
2. 前項の届出が生じたとき、当社に対して、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
3. 契約者の住所等が変更された場合は、当社の契約者に対する通知は、変更された住所に対して送付されるものとします。第1項の届出なく住所が変更された場合は、当社は旧住所に通知を行ったことに基づき、契約者、管理者、及び利用者が発生したいかなる損害についても一切責任を負わないものとします。

第16条（解約申込）

1. 契約者は本契約を契約期間満了日をもって解約することができます。解約をするときは、契約期間満了日の1ヶ月前までに、当社所定の解約申込書を当社に提出していただく必要があります。
2. 解約申込書が、契約期間満了日の1ヶ月前までに当社に到達した場合、当該の本サービス契約は契約期間満了日で解約されるものとし、契約者は本サービスを受けることができなくなります。
3. 本サービス契約が解約された場合でも、契約者、管理者、利用者は、本サービスを受けるに

当たって当社から送付されたいかなる情報も、当社に無断で第三者に提供することはできません。

第17条（操作PC用ソフトウェア及び携帯電話用ソフトウェア又は携帯電話の使用）

1. 利用者は、別紙記載のSMPシステム・サービス関連ソフトウェア使用許諾書に従い、操作PC及び携帯電話からのインターネットWebを経由してのソフトウェアの使用が許諾されます。
2. 利用者は、SMPシステム・サービス関連ソフトウェア使用許諾書記載の各条項を遵守するものとします。

第18条（利用時間）

本サービスを利用できる時間は、「常時」とします。ただし、第6章第32条(本サービス提供の中止)に定める場合を除きます。

第19条（利用時間の測定と計算）

本サービスに、月毎の利用時間の制限はありません。

第20条（利用に係る契約者の義務）

1. 契約者は、本約款に定める他の条項に加え、次の行為を行わないものとします。
 - 当社が本サービス提供のために運用するSMPサーバ設備に不法に侵入、あるいは、侵入を試みること。
 - 大量ファイルの転送、映像等マルチメディアデータの送受信など、当社が本サービスを円滑に提供することを妨げる行為。
 - 当社の本サービスの信用を毀損する行為。
 - 他人の著作権、プライバシー、その他の権利を侵害し、又は侵害する恐れのある行為。
 - 公序良俗又はその他の法令に反し、又は反する恐れのある態様での本サービスの利用。
 - 本サービスを受けるため、当社から提供された各種の情報を、当社の同意なく第三者に提供する行為。ただし、当社がすでに公開している情報は含みません。
 - その他、当社が不適切と判断する行為。
2. 契約者は、管理者及び利用者にも、前項の禁止規定を遵守させるものとします。
3. 契約者、管理者、及び利用者が、第1項及び第2項の規定に違反して当社に損害を与えたときは、契約者は当社が指定する期日までに、その修繕その他の工事等に必要な費用を当社に支払っていただくなど、その損害を賠償していただきます。

第21条（当社が行う利用の停止）

1. 当社は、契約者、管理者、及び利用者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を一時的に停止することができます。
 - 契約者が料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - 契約者、管理者、及び利用者が、第3章第20条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。
2. 前2号のほか、この約款の規定に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社のSMPサーバ設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をした

とき。

第22条(当社が行う契約の解除)

1. 当社は、第3章第21条(当社が行う利用の停止)の規定により利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することができます。
2. 当社は、契約者が、第3章第21条(当社が行う利用の停止)各項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないで、直ちに本サービス契約を解除することができます。
3. 当社は、本サービス契約を解除するときは、契約者にそのことを通知します。ただし、契約者に対する通知が何らかの理由により到達しない場合は、通知を送付した時点から5日経過した時点で、本サービス契約は解除されるものとします。

第23条(SMPサービス提供上でのアプリケーション利用)

1. 利用者は、SMPサーバ設備上でアプリケーションを利用することが当該アプリケーションプログラムのライセンス条項に違反しないことを良く確認のうえ、利用する義務を負います。
2. 利用者は、利用者が当該アプリケーションを使用したことにより起因する対象プログラムライセンスに関わる如何なる問題に関しても、利用者単独でその責任を引き受けることに同意するものとします。

第4章 料金等

第24条(料金の支払義務)

契約者は、本約款に基づき、料金などの支払い義務を負います。

第25条(料金)

1. 料金には、初期登録費用、付加機能使用料、月額基本料、月額使用料があります。
2. 第3章第10条(契約の構成)に規定する基本契約と追加契約のサービス開始月の月額基本料は、契約日が属する当該月の月額使用料となります。

第26条(料金等の請求と支払い)

1. 第3章第9条(契約の種別)に規定する「法人/公共機関向け」本サービスの基本契約と追加契約の初期登録費用、付加機能使用料、最初の契約期間(最小契約期間)の月額基本料、月額使用料は、ご使用開始月の請求書に記載し請求します。なお、サービス提供開始月の月額使用料は、第4章第25条(料金)第2項によります。
2. 第3章第9条(契約の種別)に規定する「法人/公共機関向け」本サービスの契約者は、当社が請求書を発行した締め日から翌月末までに請求書に記載する当社指定の支払方法により支払いを済ませることとします。なお、振込み手数料は、契約者が負担するものとします。

第27条(支払い先の指定)

当社は契約者に対し、当社が指定した代理店を料金支払い先として指定することがあります。この場合は、契約者は指定の代理店が指定する方法で支払いをすることとします。

第28条(消費税等)

請求書に記載の初期登録費用、付加機能使用料、月額基本料、月額使用料は、消費税等を含んでおりますので、請求書に記載の額をお支払いいただくことになります。

第5章 割増金及び延滞利息

第29条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第6章 運用保守

第30条（当社のSMPサーバ設備運用義務）

1. 当社は、SMPサーバ設備規模が契約者の正規の利用に対し不足とならないように努力します。
2. 当社は、SMPサーバ設備に障害を生じたことを当社が知ったときは、速やかにその設備を修復・復旧するように努力します。

第31条（免責事項）

1. 利用者の自営端末設備からSMPサーバ設備までのIPパケット伝送特性あるいはIPパケット伝送品質によっては本サービスを利用できない、あるいは、データ伝送の伝送特性が劣化することがありますが、当社は一切責任を負いません
2. SMPサーバ設備が、当社が予測し得ない理由により適応能力を超えて混雑したために、本サービスを利用できない、あるいは、データ伝送の伝送特性が劣化することがありますが、当社は一切責任を負いません。ただし、当社に重大な過失があった場合は、この限りではありません。
3. 当社は、利用者が本サービスで行う通信の内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性など、いかなる保証も行いません。

第32条（本サービス提供の中止）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
 - 当社のSMPサーバ設備及び本サービスに使用するネットワークの保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - 天災、戦争、その他の非常事態により本サービスの提供が困難となったとき。
 - 公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に扱うため、本サービスの提供が困難となったとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 当社は、本サービスの中止に基づき、契約者が損害を被った場合でも、一切責任を負いません。ただし、当社に重大な過失があった場合は、この限りではありません。

第33条（利用者の維持責任）

利用者は、本サービスの提供に支障を与えないために自営端末設備を正常に稼働するように維持するものとします。

第34条（契約者の切分責任）

1. 利用者は、本サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障がなく、SMPサーバ設備までのIPパケット通信品質に問題のないことを確認のうえ、当社に試験の請求をしていただきます。
2. 当社は、前項の試験により当社が設置したSMPサーバ設備に故障がないと判定した場合において、契約者の要請により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第35条（管理者への通知）

当社は、次の事由が生じたときはその旨を当社に登録されている電子メールアドレスを利用して管理者に通知します。

- * 本約款の変更
- * 利用料金の変更
- * 利用時間の変更
- * 本サービスの利用中止
- * その他当社が必要と認めた事項

第36条（準拠法）

本サービス契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第37条（紛争の解決）

本サービス契約について契約者、管理者及び利用者当社間で問題が生じたときは、契約者と当社で誠意を持って協議し解決するものとします。

協議による解決を図ることができない場合、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

附則

（実施日）

この約款は2008年04月01日より実施します。